

報告第 16 号

地方自治法第 180 条の規定による市長の専決処分の
報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 25 年 10 月 1 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

処分事項

損害賠償額の決定及び和解

専決年月日	損害賠償の額	損害賠償の相手方	事件の概要	和解事項
平成 25 年 7 月 25 日	219,213 円	■■■■■	平成 25 年 7 月 4 日午前 7 時 50 分頃、羽曳野市高鷲 4 丁目 9 番 4 号藤井寺グリーンハイツ敷地内の駐車場において、公用車が方向転換する際、駐車中の相手方車両の左前方に接触し、バンパー等を損傷させたもの。	(1) 本市は、相手方に対し左記事故に関する一切の損害賠償金として左記金額を払う。 (2) 相手方は、本市に対しその余の請求権を放棄する。
平成 25 年 8 月 8 日	13,650 円	■■■■■	平成 25 年 7 月 21 日、保健センター敷地内の駐車場において、相手方が自家用車を駐車していた際、同センター屋上に設置する冷却塔から排水された汚水が配管の腐食により相手方車両に漏れ落ち、フロントガラスを汚損したもの。	(1) 本市は、相手方に対し左記事故に関する一切の損害賠償金として左記金額を払う。 (2) 相手方は、本市に対しその余の請求権を放棄する。
平成 25 年 8 月 16 日	940 円	■■■■■	平成 25 年 5 月 25 日午後 9 時頃、羽曳野市西浦 5 丁目 647 番 1 号地先市道西浦病院線において、相手方が自転車で走行中、前方の歩行者を避けようと道路の中央を走行したところ、道路上の陥没に落輪したことにより、転倒し、左足を負傷させたもの。	(1) 本市は、相手方に対し左記事故に関する一切の損害賠償金として左記金額を払う。 (2) 相手方は、本市に対しその余の請求権を放棄する。

<p>平成 25 年 9 月 11 日</p>	<p>230,000 円</p>	<p>■■■■■</p>	<p>平成 25 年 4 月 9 日午前 7 時 55 分頃、羽曳野市大黒 852 番地の 1 付近において、走行していた公用車が左カーブに差し掛かった際、ハンドル操作を誤ったため、カーブを曲がりきれず、相手方所有のぶどう畑に突入し、ぶどう棚を損傷させたもの。</p>	<p>(1) 本市は、相手方に対し左記事故に関する一切の損害賠償金として左記金額を払う。 (2) 相手方は、本市に対しその余の請求権を放棄する。</p>
<p>平成 25 年 9 月 18 日</p>	<p>160,029 円</p>	<p>■■■■■</p>	<p>平成 25 年 3 月 11 日午後 4 時 30 分頃、羽曳野市誉田 3 丁目 14 番 24 号付近において、循環バスが交差点を右折する際、前方から直進して来た相手方の自転車と接触し、相手方を負傷させたもの。</p>	<p>(1) 本市は、相手方に対し左記事故に関する一切の損害賠償金として左記金額を払う。 (2) 相手方は、本市に対しその余の請求権を放棄する。</p>